



ジェネリック医薬品をご活用ください

ジェネリック医薬品とは？

新薬（先発医薬品）と同一の有効成分を含み、同一の効果を持つものをジェネリック医薬品（後発医薬品）といいます。新薬の特許期間が終了した後に販売され、開発コストがかからないことから、価格が安く抑えられています。また、大きさや味、保存性などが工夫、改良されている場合もあります。

なぜジェネリック医薬品なの？

高齢化や医療の高度化に伴い、一人当たりの医療費は増加の傾向にあり、これからも上昇していくと予想されています。その医療費は、皆さんの窓口負担や国保税などによって成り立っています。

ジェネリック医薬品を利用することで、医療水準はそのままに全体の医療費を抑えることができるため、皆さんの負担軽減につながります。

ジェネリック医薬品を希望するときは？

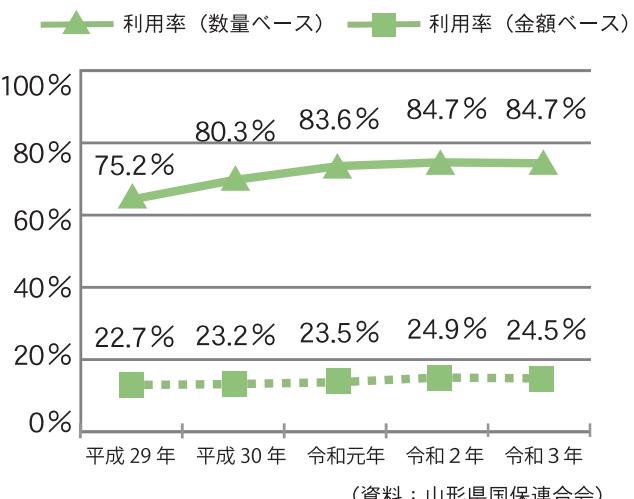
ジェネリック医薬品は市販薬ではなく、処方せんが必要な薬です。まずは、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

☆保険証台紙の裏面に「ジェネリック医薬品希望シール」が貼ってあります。保険証やお薬手帳などの余白部分に貼ってお使いください。

安全性は？

ジェネリック医薬品は、国の厳格な審査により、新薬と同等の安全性を持つと認められたものが承認されています。

利用率の推移（各年度平均）



「ジェネリック医薬品差額通知」をお送りしています

酒田市の国保に加入している方に、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にお薬代の差額がどのくらいになるかお知らせする「差額通知」を年3回お送りしています。

ジェネリック医薬品の利用割合は年々増加しています。令和3年度に処方されたお薬の数量の

84.7%がジェネリック医薬品でした。
(山形県国保連合会資料より)



お薬手帳をご活用ください

必要以上に多くの薬を服薬することにより、体に良くない影響を与える可能性や、薬代など医療費負担の増加、薬の飲み忘れや飲み間違いにつながる可能性があります。

このようなことを防ぐために、お薬手帳を活用したり、一冊にまとめるなどして服用している薬を確認しましょう。

また、必要以上に薬を服用していると感じた場合は、かかりつけの医師や薬剤師に相談してみましょう。

交通事故などにあったときは届け出を

交通事故など、第三者（相手）の行為によるケガの治療に国民健康保険証を使用する場合は「**第三者行為による被害届**」の届け出が必要です。かかった医療費のうち、第三者が負担すべき医療費分を、酒田市が第三者に請求します。

☆届け出に必要なもの☆

- ① 国保証
- ② 印鑑
- ③ 事故証明書（交通事故の場合）

☆届出先☆

国保年金課 または 各総合支所市民係

☆交通事故以外に「第三者行為による被害届」が必要な場合☆

- ・傷害事件に巻き込まれた
- ・他人の飼い犬にかまれた
- など

※自損事故は第三者行為になりませんが、国民健康保険証を使う場合は届け出が必要です。



※次のような場合には、国民健康保険証が使えません。
・相手と示談を済ませた
・勤務中や通勤中の事故

など

国民健康保険税は、期限内に納めましょう

国民健康保険は、もしものときに安心して医療機関を受診できるように、加入者が国民健康保険税を出し合って、医療費などをみんなで支え合う助け合いの制度です。忘れずに納めましょう。

国民健康保険税は、口座振替が便利です！



国民健康保険税の納付を口座振替にすると、納期のたびに金融機関等の窓口に出向く必要がなく、納め忘れの心配もないため便利です。

口座振替をご希望の方は、市内に本・支店のある銀行・信用金庫・労働金庫・各農協・漁協・ゆうちょ銀行の窓口でお申し込みください。インターネットでの手続きもできます。

☆スマートフォン決済アプリでも、国民健康保険税の納付ができます

PayPay や LINE Pay で納付書に印字されたバーコードを読み込むだけで、24 時間いつでも、自宅にいながら国民健康保険税を納付することができます。

※詳しくは市ホームページでご確認ください。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

事前の登録でマイナンバーカードを健康保険証として利用できます。

※詳しい登録方法は市ホームページでご確認ください。

★マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットがあります

- ① 就職や転職、引っ越しなどで保険証が変わった場合でも、新しい保険証の発行を待たずに受診できます。（※保険者への届け出の手続きは必要です。）
- ② 医療機関等の領収書がなくてもマイナポータルを通じて医療費控除の確定申告ができます。
- ③ 自分の薬剤情報や特定健診の情報を、マイナポータル上でいつでも確認できます。
- ④ 窓口への書類の持参が不要となります。（保険証、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担減額認定証、特定疾病療養受療証等が持参不要となります。）